

前橋市市税条例の改正の専決処分について（報告第4号）

市民税課・資産税課

1 改正の理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 主な内容

(1) 法人市民税

法人市民税の申告納付を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

(2) 固定資産税及び都市計画税

令和4年度に限る負担調整措置（評価替えにより税負担が増大しないようにするため、課税標準額を緩やかに上昇させる措置）として、一定の要件を満たす商業地等の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5パーセント（現行は5パーセント）を加算した額とする。

3 施行日

令和4年4月1日